

議案第20号

幕別町行政財産使用料条例の一部を改正する条例

幕別町行政財産使用料条例（昭和57年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の幕別町行政財産使用料条例第2条第2項ただし書の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可される使用料について適用し、施行日前に許可された使用料については、なお従前の例による。